

物件調書

根室市北斗町1丁目17番2（建物解体条件付土地）

1 土地の概要		備考
所 在	根室市北斗町1丁目17番地2	
地 目 ・ 地 積	宅 地 1,295.86㎡（約393坪）	公簿
売却基準価格	960,000円	
法令に基づく制限	第2種中高層住居地域	建蔽率 60% 容積率 200%
2 建物の概要（解体物件）		
所 在	根室市北斗町1丁目17番地2	
種 類 ・ 構 造 等	①倉庫（木造平屋建） 延床面積 481.14㎡ ②物置（木造平屋建） 延床面積 3.30㎡	未登記

1. 特記事項

- （1）本物件は、現状での引渡しとなりますので、必ず現地を確認してください。
 - ・土地に現存する物全てを含みます。（建築物、構造物、工作物、樹木など）
また、建物及びその他構造物内の残存物も全て含みます。
- （2）本物件は、土壌汚染、地下埋設物、地質調査及び地盤に関する調査は行っていませんので、調査の必要があれば買受人の負担とし、市は一切の責任を負いません。
- （3）所有権移転の日から1年以内に落札者の責任において建物を解体撤去してください。
- （4）本物件の敷地内及び建物内に残存する物品等は、全て撤去し、廃棄すること。
- （5）本物件敷地内の北側には、市が設置した街路灯があります。移設が必要な場合は、根室市建設水道部都市整備課（0153-23-6111）との協議が必要となります。なお、費用負担等については、買受人の負担となります。
- （6）本物件敷地内の南側には、市が設置した消防水利標識があります。移設が必要な場合は、根室市消防本部警防課（0153-24-3164）との協議が必要となります。なお、費用負担等については、買受人の負担となります。

2. 用途の制限

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団の事務所用の供し、又はこれらの用に供する目的で、第三者に対して一切の権利の設定若しくは所有権の移転をすることはできません。